

安全保障例外の意義

国際法秩序におけるGATT/WTOの位置付けを踏まえて

米谷 三以
Kometani Kazumochi

〔要旨〕

GATTの目的は、平時を想定した貿易利益の追求でなく、世界平和を追求しての多角的経済的相互依存関係の構築であって、安全保障例外（21条）は、その目的に無関係な貿易関係を規律範囲外とする規定である。戦時例外（(b)項(iii)号）について、対立が深刻化したときこそ規律の遵守が必要であり、「戦時」以外の「事情の根本的な変更」があった場合をも例外とする先例を見直し、紛争当事国間は「戦時」のみ、それ以外は、武力紛争の当事国が国連常任理事国であるなど、第三国にとって「戦時」に匹敵する非常時のみ範囲外とすべきである。軍事貿易例外（同項(ii)号）は、軍備を管理する前提の下、軍事品等を貿易自由化の範囲外とする規定である。各号該当措置は規律の範囲外であるから、措置の「安全保障」上の必要性に関する自己判断文言（(b)項柱書）は各号該当性を超えるパネルの審査権限を否定する。以上の解釈変更は、戦後国際法秩序におけるGATT規範の基底性を確認し、WTO再興の出発点となる。

1 はじめに

本稿は、安全保障例外を定める「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）21条の意義・要件・適用を検討する。同条は、「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）、経済連携協定、投資協定その他に安全保障例外規定の原型を提供しており、また経済安全保障を掲げるさまざまな貿易措置の規律を考える出発点となる。その条文は以下のとおりである。

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

- (a) 締約国に対し、発表すれば自国の安全保障上の重大な利益に反するとその締約国が認める情報の提供を要求すること。
- (b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置を執ることを妨げること。
 - (i) 核分裂性物質又はその生産原料である物質に関する措置
 - (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接又は間接に行なわれるその他の貨物及び原料の取引に関する措置
 - (iii) 戦時その他の国際関係の緊急時に執る措置
- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基く義務に従う措置を執ること

とを妨げること。

検討の出発点として、指導的先例であるロシア一通過運送パネル報告書⁽¹⁾を採用する。結論的には米谷（2023）の批判を基本的に維持するが、安全保障例外の性質について若狭（2022）が論じる措置正当化と規律範囲画定との対比を踏まえ、後者と整理⁽²⁾して理論的強化を試みる。

2 検討の対象と本稿の主張

（1）パネルは除外範囲を「戦時」から拡大し、また必要性判断に審査が及ぶとした

ロシア一通過運送ケースにおいては、ロシアによるクリミア占領・併合（2014年）後衝突が続く中で、ウクライナからカザフスタンなどへ貨物が領土内通過すること等をロシアが禁止したことについて、域内通過運送を認める義務を規定しているGATT5条等に違反するか否かが争われた。パネルは、21条（b）項によって除外されるか否かをまず取り上げ、同項柱書の自己判断文言ゆえにパネルの審査権限外であるとのロシアの主張を退けた⁽³⁾。しかし、両国間の状況が（b）項（iii）号に言う「その他の国際関係の緊急時」に該当するとしてウクライナの訴えも退けた。この報告書は上訴されず確定した。

パネルは、「その他の国際関係の緊急時」について、軍事力行使がない紛争状況も限定的ながら含み得るとした。この解釈は、その後のパネルにおいて踏襲され、学説上も否定する見解は少ない。これに対して、本稿は、対立が激化したときこそ規律の遵守が求められるとして、より制限的な解釈を主張する。

また同パネルは、その審査権限が、各号の認定だけでなく柱書が言及する安全保障上の必要性判断にも限定的であるが及ぶとした。加盟国はgood faithでの履行義務を負うことから、安全保障上の利益保護のため真に必要であって商業目的でない等の最低限のplausibleな説明がなされるかを審査するとした。この解釈も以後踏襲されている。これに対して、本稿は、各号が規律範囲を画定しており、それを超える審査権限を否定すべきと主張する。

以下この2点を主に論じる。まず戦後の国際法秩序におけるGATTとその発展形である「世界貿易機関を設立するマラケッシュ協定」（WTO協定）の位置付けを確認する。

（2）GATTは多角的経済的依存関係の構築を通じて世界平和を追求している

GATT/WTOにとって、安全保障は所与でなく他の国際法と共有する目標の一である。第二次世界大戦後にブレトン・ウッズ体制を支える3番目の柱として多角的貿易自由化を推進する国際貿易機関憲章（ITO憲章）が構想・交渉され、その発効までの暫定合意として、貿易自由化に関する一部の章を抜き出す形で1947年に成立したのがGATTである。この時期は、世界平和の確保が支配的な関心事項であり、ITOが構想されたのも、経済対立が平和を維持できなかった大きな原因であったとの認識ゆえである⁽⁴⁾。

GATTの前文に安全保障への言及がないことは無関心を意味しない。ITO憲章は、国連貿易雇用会議準備委員会において交渉され、その前文において、国連憲章に掲げる諸目的、とりわけ55条が想定する「一層高い生活水準、完全雇用並びに経済的及び社会的の進歩及び発展の条件」に言及する⁽⁵⁾。国連は、この経済目標を独立の価値として追求するのでなく、「国際の

平和及び安全を維持すること」(1条1項)に資することを前提としている。ITO憲章は、貿易を無差別に自由化することで、比較優位産業への特化・分業によって効率性を高めた相互補完的な国際経済関係——経済的相互依存関係を多角的に発展させることを通じてブロック経済化を避け、世界平和と経済的繁栄の実現を図るという基本構想⁽⁶⁾の下で形成された。その構想はGATTに引き継がれた⁽⁷⁾。

したがって、GATTにおける貿易自由化の意義は、平時を所与としての経済的利益の追求でなく、戦争の再発防止を企図しての多角的な経済的相互依存関係の構築にある。経済的繁栄も世界平和も人間社会の「持続可能な発展」の実現を相互に支える価値として統合されており⁽⁸⁾、GATT/WTO協定は、国連憲章その他の国際協定とともに、「持続可能な発展」の追求を相互に支え合う関係にあると想定される。以上の全体像を前提に先例の解釈を評価する。

3 検討

(1) 「戦時」を超えて例外事態を拡大することはGATTの趣旨に合致しない((b)項(iii)号)

経済的相互依存関係を制度化して、経済的繁栄と同時に世界平和の実現に貢献することを目的とするならば、GATTは、この関係をそれ以外の目的、例えば領土紛争において譲歩を迫る手段として利用される道を塞いでいるはずである⁽⁹⁾。そうでなければ、どの加盟国も、特に中小国は前向きになれない。戦略産業の独占を大国が意図的に追求しなくとも、相互依存関係が対称的に発展する保証はなく、貿易自由化を進めて関係が深化すればするほど他国、特に大国の要求を拒否しにくくなり、独立を脅かされる事態にすらなりかねないからである。

「その他の国際関係の緊急時」についてのロシア一通過運送パネルの解釈は、この考慮において十分であったか。パネルは、「戦時」と「その他の国際関係の緊急時」との関係について、前者を「武力紛争」(armed conflict)とし、後者の「国際関係の緊急時」の一例と位置付けた⁽¹⁰⁾。後者は、軍事力行使に至らない紛争状況を含むが、政治・経済上の相違があるだけでは足りず、法と秩序の維持に関わる事態に限るとした⁽¹¹⁾。また「戦時その他の国際関係の緊急時」は、貿易措置に対する評価の事実的基盤を一変させる「事情の根本的な変化」(fundamental change of circumstances)である⁽¹²⁾とした。

パネルは、「戦時」に至らない対立状態に例外を拡大する理由として事情変更の原則を援用したように思われるが合理性に疑問がある。確かに、一般論としては、「事情の根本的な変化」は条約の終了原因になり得る⁽¹³⁾が、変化が自らの違法行為から生じた場合は援用を許されないとされている⁽¹⁴⁾。しかし、「その他の国際関係の緊急時」という文言に責任の所在を問える要素は見出せず⁽¹⁵⁾、パネルも「緊急時」に対する責任の所在を問わないとする⁽¹⁶⁾。その要素がなければ援用は無理がある⁽¹⁷⁾。

より根本的には、GATTの規律は、その構想にかんがみれば、対立が深刻化したときにこそ遵守させる意義があり、対立関係を理由とする義務免除を認めるべきでない⁽¹⁸⁾。「戦時」については、平時国際法と戦時国際法との二元的構造を前提とする伝統的な国際法においては当事国間で条約が終了または停止するとされており⁽¹⁹⁾、規律の範囲外とすることは理解できる⁽²⁰⁾。しかし、責任の所在を問わない前提で、「戦時」に至らない状態に例外を拡大し、特に

軍事力行使のない状況まで含めれば、経済的相互依存関係にあるほかの加盟国に理不尽な要求を突き付け、貿易措置を執り得る状況になるまで緊張を高めることさえ可能になる⁽²¹⁾。

例外の拡大は「戦時」を例示とすれば必然であるが、その前提は必然でない。「その他の国際関係の緊急時」は、「戦時」と“or”で連結され、文の構造上同格であるから、「その他の」すなわち当事国間以外の、したがって当事国に対する第三国の状況を指し、さらに「戦時」と同等以上の非常性が求められるとするほうがむしろ自然であろう。戦時国際法において、参戦を選択しない第三国に中立義務が課される⁽²²⁾ことから、戦争当事国の方に対する第三国の貿易措置を許容する解釈は採用しにくいとの反論がありえようが、今日、無差別戦争観とリンクしている中立法規の基盤がゆらいでおり、慣習国際法上、戦争当事国の方のみに対する制裁または支援措置が当然に許されない状況ではない⁽²³⁾。むしろ国連憲章において集団安全保障体制が採用され（第7章）、その下での加盟国の義務となる経済制裁はGATT上除外されている（21条(c)項）⁽²⁴⁾。起草過程における提案国の説明は、「その他の国際関係の緊急時」の典型例を第二次世界大戦に参戦する直前の米国が置かれていた状況とし⁽²⁵⁾、上記文言が第三国の貿易措置を想定するとの理解を支持する。

以上を前提に、「戦時」および「その他の国際関係の緊急時」の解釈をそれぞれ吟味する。確かに、「戦時」を武力紛争時とする合理性は否定しにくい。二国間の通商協定（commercial treaties）について戦争によって自動的に終了する実務慣行が指摘されていた⁽²⁶⁾ところ、戦争違法化が進んだ今日、「戦争」概念の有用性に根本的疑義が呈され⁽²⁷⁾、代わって、武力紛争法にいう「国際的武力紛争」⁽²⁸⁾について条約に及ぼす効果を議論するのが通常である⁽²⁹⁾。ただ、古典的な国際法上の「戦争」が継続している状態——戦争意思が明示または默示に表明されている状態⁽³⁰⁾——を指すとの解釈が排除されたと言い切れないのではないか。「国際的武力紛争」は、当事国間の条約関係を当然に終了・停止させるわけではなく、個々の条約の趣旨・規定に委ねられるとの見解が強い⁽³¹⁾。責任の所在を問わない点は無差別戦争観を前提とする二元的構造によりなじむ⁽³²⁾。武力紛争対応に直接影響する軍事品その他の貿易制限は他の例外規定に拠って可能である⁽³³⁾。これらを踏まえ、古典的な「戦争」とする文言解釈も成り立ち得ると考える。

「その他の国際関係の緊急時」については、第三国の貿易措置を想定するとして、他国間の武力紛争が第三国にとって「戦時」に匹敵すると言えるための加重要素は何かが問題になる⁽³⁴⁾。武力行使の可能性では「戦時」になり得ないと同様、自国が武力行使を受ける可能性では足りない⁽³⁵⁾。先に述べたように、第二次世界大戦に参戦する直前の米国が置かれていた状況が典型例である。現代では、2022年に開始されたロシアによるウクライナ軍事侵攻以後各国が置かれている状況が該当しよう。当事国であるロシアが国連の常任理事国であって集団安全保障制度が機能しないことが加重要素である。核分裂性物質の貿易を除外する21条(b)項(i)号にかんがみ、核不拡散条約上特別の地位が認められている核兵器保有国であることも考慮に値する。

以上の解釈については、武力行使・威嚇を受けても戦争ないし「武力紛争」に至らない限り貿易措置による対抗を認めないこととなるため、武力行使等の禁止（国連憲章2条4項）と

矛盾しないか疑問があり得る。しかし、武力行使等をする側の追加措置の幅を狭める点で禁止の趣旨にむしろ沿うと考える⁽³⁶⁾。またより根本的に、最惠国待遇義務（GATT1条1項）その他の規定は、貿易措置を経済的威圧の道具として使わせず主権平等の原則（国連憲章2条1項）の尊重を促すことを強調したい。

実際、ロシア一通過運送ケースのその後は、紛争当事国間で貿易措置を解禁する現実的意味を明らかにした。非軍事的報復措置として認めても紛争の平和的解決につながるわけではない。「緊急時」と認定されたため、ロシアのみならずウクライナも貿易を制限できたが、実効性を有する貿易措置を執るのは（相対的な）大国だけであろう⁽³⁷⁾。

（2）措置国の必要性判断をWTOが審査する理由がない（(b)項柱書）

「戦時その他の国際関係の緊急時」を以上のように解釈すると、自己判断文言を含む(b)項柱書について、先例と異なり、パネルの審査権限を否定する解釈に傾く。かかる事態における貿易措置の除外は、条約の効力停止を前提とし、GATTの規律範囲を画定する⁽³⁸⁾。範囲外の措置に履行すべき義務は存在せず、誠実性を問う余地もない。

この解釈は、同じく例外を定めるGATT20条との構造上の対比から支持される。21条(b)項柱書と各号との関係について、ロシア一通過運送パネルは、前者が除外措置を特定し、後者がその条件を規定すると理解する⁽³⁹⁾。学説もこれを支持し、濫用防止のために「安全保障上の重大な利益」の明確化・限定を重視する⁽⁴⁰⁾。しかし、20条との対比は、21条(b)項各号こそが20条各号のように例外対象措置を特定する規定であって、21条(b)項柱書は20条柱書に対応する⁽⁴¹⁾ことを示す。起草経緯がこれを確認する⁽⁴²⁾。

20条柱書は、「同様の条件の下にある諸国との間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。」と規定する。この文言は、対象措置の性質上期待される加盟国間・產品間での一貫性を欠く場合に例外適用が拒否される可能性を示していると解釈できる。「植物の……健康の保護のために必要な措置」を除外する20条(b)号の典型たる植物防疫を例にとる。一般論としては、伝染リスクがある病虫害が発生している国からの輸入品を止める「必要」性を否定しにくい。しかし、輸入品にどの程度の病虫害リスクがあるかは原産国や產品の種類で異なるにせよ、同じ病虫害のリスクである限り、その程度に応じた厳格さの措置を執るべきであり、もし共通の基準を適用していないとすれば、そこに輸出国間の差別なり国内生産保護なりを発見し得る⁽⁴³⁾。これに対して、21条(b)項柱書の文言——「締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める」——は、上記20条柱書の要求を排除している。保護法益を同項各号より抽象度が高くオープンエンドの「安全保障」とすることで、友好度に応じて国ごとに扱いを変えること、また国内生産を保護すること、いずれも許されることを明示しているからである。(b)項柱書は、その上で自己判断文言を用いており、各号該当性を超える政策判断に貿易問題を扱うWTOを一切介入させない、すなわち各号該当の貿易措置を無条件に規律範囲外とする趣旨と読むのがその文理に合うと考える。「自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める……措置」を正当化する規定としない⁽⁴⁴⁾ため、「安全保障の重大な利益」の特定も限定も不要となる。

(3) GATTは軍事品・軍需品の生産・流通の拡大を企図しない ((b) 項(ii)号)

21条(b)項(ii)号は、前段において性質上の軍事品、後段において用途上の軍需品、それぞれの貿易を除外している。また(i)号は、核兵器の原料となる核分裂性物質を除外している。

これらについても、貿易自由化の意義の理解が解釈を左右する。貿易利益の追求が目的ならば除外の内在的理由は見当たらないが、世界平和のために貿易自由化を追求しているので、軍事品等の生産・流通の拡大が当然に望ましいとは言えない、よって軍事品等を規律範囲外とした、と理解するのが自然である⁽⁴⁵⁾。

国連憲章26条がこの理解を支持する。同条は、以下のように規定する。

世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少くして国際の平和及び安全の確立及び維持を促進する目的で、安全保障理事会は、軍備規制の方式を確立するため国際連合加盟国に提出される計画を……作成する責任を負う。

この規定が軍縮を想定するか否か議論があるが⁽⁴⁶⁾、軍備について、生産・流通を発展させるのでなく、民生品と区別して管理する想定であることは明らかである。貿易自由化の対象範囲に軍事品・軍需品を含めないことは、この規定に呼応して、世界平和と経済的繁栄、さらに「持続可能な発展」を支えていると言えよう。

このような理解は、(ii)号の文言を、軍事利用される產品の貿易を、かつかかる貿易のみを規律の対象から除くように解釈することを求める。例えば、デュアルユースの產品については、軍事用途に使用される予定の產品の輸出を制限することはもとより、軍事用途に使用する予定でないことを確認するためにその輸出を事前許可制下に置くことは「関する」の範囲内である。これに対して、許可制の下で軍事用途に使われるか否かに關係のない情報を求めること、軍事用途でないことが判明した後も許可を保留することは、いずれも「関する」を超える。また一方で、ある產品の輸出を禁止するには、「供給するため」という文言が示すように、軍事転用の可能性があるだけでは足りない。かかる解釈は、「核分裂性物質……に関する措置」を除外対象とし、物理的性質だけで対象產品を特定する(i)号との対比からも支持される。他方で、あらゆる產品の軍事利用を追求する政府方針を打ち出している国への輸出について、「軍事施設に供給するため……に行われる」“traffic”の一部を構成すると認定することは許されよう。

よって、米国の通商拡大法232条に基づく措置その他、重要物資の国内生産を確保するための輸入関税引き上げは、安全保障上必要かどうか以前に、21条(b)項(ii)号が規律対象外とする範囲に収まらない。民生用途を予定している輸入品にも課税する点で「関する」の範囲を超える。経済安全保障の観点から民生品を含めた国内産業保護が必要であれば、21条ではなく、WTOの枠内で（例えば最恵国待遇義務の下で）関税譲許の修正・撤回を認める28条に拠るべきである⁽⁴⁷⁾。

すでに述べた21条(b)項柱書の解釈、措置国の必要性判断に対するGATT/WTOの不介入は、(ii)号さらに(i)号にもあてはまる。各号に該当する貿易措置は無条件に規律の範囲外であり、したがって義務履行の誠実性を問う余地はない⁽⁴⁸⁾。

4 おわりに

以上、ロシア一通過運送パネルの判断について、21条適合性の審査権限を肯定した点は支持するものの、「戦時」を超えて事情変更を認めた点はGATTの趣旨に整合的か疑問がある。戦争・武力行使等を違法化し、世界平和を積極的に追求する戦後の多角的取り組みの一環として交渉されたGATTを、古典的な通商協定の集積と扱い、その世界戦略的役割・規範的基底性を否定したからである。また、21条(b)項において柱書が例外措置を定めているとする解釈が保護主義勢力に恰好の抜け穴を提供した。同項を措置正当化規定と解し、安全保障上の利益を貿易制限・差別の正当化根拠と認めたため、各号文言の拡張的解釈はもちろん、例示とする解釈すら論理的に否定しにくくなつた。経済安全保障を免罪符に、232条措置の正当化を認めないパネル報告書を見解の相違と無視することを容易にしたと考える。

本稿は、21条を、表題こそ「安全保障例外」だが、軍事品貿易と戦時貿易とを規律範囲外とする規定に過ぎないとみる。GATTにおいては、無差別の貿易関係の維持こそが安全保障である。関税譲許を見直して彼我の距離を調整する余地はあるが、限られた秩序空間の中で平和的共存の努力を続けることを基底的規範として引き受けたはずである。GATTをWTOにまで発展させた動力源は貿易利益であろうが、この80年前の決意が導きの星であろう。21条解釈の見直しが必要とされるゆえんである。

[付記] 草稿に貴重なコメントをいただいた若狭彰室東京経済大学現代法学部准教授に感謝申し上げる。
なお本稿における事実認識の誤りおよび意見にわたる部分は執筆者個人に帰せられる。

- (1) WTO Panel Report on *Russia – Traffic in Transit*, WT/DS512/R, adopted on 26 April 2019 (“DS512 Report”).
- (2) なおロシア一通過運送パネルの審理順序ほかが範囲画定を想定すると指摘する、若狭（2022）、144–146ページ、酒井（2021）、119ページなどを参照。
- (3) その後のパネルは、フランス語・スペイン語正文の文法的分析を通じて、各号は「措置（action）」に係り、「(安全保障上の重大な) 利益（interest）」に係らない、したがって各号は自己判断文言下にないことを明らかにした。WTO Panel Reports on *US – Steel and Aluminium Products (China)*, WT/DS544/R, circulated on 9 December 2022, paras. 7.108–115.
- (4) 例えば、リチャード・N・ガードナー『国際通貨体制成立史——英米の抗争と協力・上』（村野孝・加瀬正一訳）（東洋経済新報社、1973年、原著Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy: The Origins and The Prospects of Our International Economic Order* (McGraw Hill, 1969)、とりわけ105–129ページ。
- (5) United Nations Conference on Trade and Employment, *Havana Charter for an International Trade Organization*, Article 1, in Final Act of the United Nations Conference on Trade and Employment, E_CONF.2_78-EN, done on 24 March 1948.
- (6) 参考、Department of State, *Proposals for Expansion of World Trade and Employment* (1945), Publication No. 2411, available at <https://fraser.stlouisfed.org/files/docs/historical/eccles/036_04_0003.pdf>, pp. 1–2 (2025年9月30日最終確認。以下同じ)。
- (7) GATTは、“trade agreements”の通常の体裁を有するように工夫された（Report of The Tariff Negotiations Working Party, General Agreement on Tariffs and Trade, E/PC/T/135, 24 July 1947, para. 6）が、そのPro-

tocol of Signatureのフォーム（*Id.*, pp. 64–65）は、ITO憲章が採択されればGATTの目的が最もよく実現されると述べており、同じ文言がGATT原テキスト29条1項に含まれた。なおこの点については、山本和人『多国間通商協定GATTの誕生プロセス——戦後世界貿易システム成立史研究』（ミネルヴァ書房、2019年〔増補版〕）8章が詳しい。

- (8) 諸価値は「持続可能な発展」を焦点として統合されているが、焦点の特定が不可能であることからそれぞれ自律的に追求されるという多元論の側面もあるとする考え方について、米谷三以「『持続可能な発展』からみた『指導原則』の位置づけ——国際経済法と人権保障との統合の試み」『国際経済法雑誌』創刊号（2023年）、161ページ以下、175–177ページを参照。
- (9) GATTの履行を求めるための貿易措置が許されるかは争いがあった。この点の詳細な議論について、例えば、岩沢雄司『WTOの紛争処理』（三省堂、1995年）を参照。
- (10) DS512 Report, paras. 7.71–7.72.
- (11) *Id.*, paras. 7.75–7.76.
- (12) *Id.*, para. 7.108.
- (13) ウィーン条約法条約62条。また、岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2023年〔第2版〕）、124–126ページを参照。
- (14) ウィーン条約法条約62条2項(b)号。
- (15) 同旨、北村（2023）、パラ21。
- (16) DS512 Report, para. 7.121.
- (17) 対抗措置の具体化とも言えない。対抗措置には相手国の義務違反等が必要である（例えば、岩沢（2023）、前掲注(13)、586–591ページを参照）が、かかる要素も見出せない。
- (18) 武力行使に至らない状況ではもちろん、戦争ないし国際的武力紛争の状況であるとしても、あらゆる貿易措置を執れることができが客観的に必要か自明でないのではないか。彼我の軍事力に直接影響する軍事品・軍需品およびこれらの生産に使用される原材料等の輸出を止めるることは許され（GATT21条(b)項(ii)号）、不足が予想される產品の輸出を制限することも許されている（同11条2項(a)号）。理論的には、民生品の貿易制限も、相手国の国内設備を軍需生産に配分させないなど継戦能力に対する効果があるが、多角的自由貿易体制の下で代替供給先・輸出先の発見が困難でないすれば、少なくとも単独では（特に中小国の場合）効果に限りがあろう。
- (19) 田中忠「武力規制法の基本構造」村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠『現代国際法の指標』（有斐閣、1996年〔補訂版〕）、268ページ。また二元的構造とその転換について、石本泰雄『国際法の構造転換』（有信堂高文社、1998年）。
- (20) 「戦時」において第三国にも除外を認める見解がある（*E.g.*, Rüdiger Wolfrum, Peter-Tobias Stoll, and Holger P. Hestermeyer (eds.), *WTO – Trade in Goods* (Martinus Nijhoff 2011), p. 587）。川島（2023）、160ページも同旨。しかし、中立の第三国との関係では条約の終了・停止を認めないのが実務であったとされる（Lord McNair, *The Law of Treaties* (OUP 1961), p. 726.）。
- (21) 同様の懸念を表明するものとして、北村（2023）、パラ21。
- (22) 例えば、黒崎将広・坂元茂樹・西村弓・石垣友明・森肇志・真山全・酒井啓亘『防衛実務国際法』（弘文堂、2021年）、582–593ページ。
- (23) 例えば、同上、594–596ページ。
- (24) 集団安全保障制度未発動の状況において中立義務を認める見解もある。例えば、酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』（有斐閣、2011年）、549–550ページ。
- (25) Second Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment, *Verbatim Report: Third-Third Meeting of Commission A Held on Thursday, 24 July 1947*, E/PC/T/A/PV/33, pp. 19–20.
- (26) McNair, endnote 20 *supra*, pp. 718–719. より一般的に、若狭彰室「現代国際法における武力紛争が条約に及ぼす効果」『社会科學研究』68巻1号（2017年）、7ページ以下、10–14ページを参照。

- (27) 例えば、Christopher Greenwood, “The Concept of War in Modern International Law,” *International & Comparative Law Quarterly*, Vol. 36, Issue 2, pp. 283–306 (1987) を参照せよ。
- (28) ジュネーブ諸条約共通第2条。
- (29) 若狭（2017）、前掲注(26)を参照。
- (30) 国際法上の「戦争」概念について、例えば、田中、前掲注(19)、266–271ページ。
- (31) 若狭（2017）、前掲注(26)を参照。また Draft Articles on the Effects of Armed Conflicts on Treaties, Report of the International Law Commission on the work of its Sixty-third session, U.N. Doc. A/66/10 (2011), Arts. 3–7.
- (32) 同旨、北村（2023）、パラ11。
- (33) 注(18)の議論を参照。
- (34) この点、川島（2023）、160–165ページは、(iii)号を拡張しつつ、柱書の利用により第三国の貿易措置の適切な限定を試みる。
- (35) 武力行使の可能性で足りるとする見解として、例えば、Satoru Taira, “WTO Dispute Settlement and Trade Sanctions as Permissible Third-Party Countermeasures Under Customary International Law,” *International Community Law Review*, 26 (2024), pp. 151–186；川島（2023）、157–160ページ。
- (36) 同様の問題提起として、北村（2023）、パラ4–6および19。
- (37) 本稿と同じく、加盟国間の関係悪化時に(iii)号を利用できることに対する懸念を示す見解として、北村（2023）、パラ21。
- (38) GATT21条が規律範囲を画定しているとの理解は、関税同盟・自由貿易地域の例外を規定する24条も支持する。同条8項(a) (i) および (b) は、域内撤廃可能な対象として、関税等に加え、20条等の例外規定が認める措置を列挙する中に21条が含まれないことをもともと規律範囲外だからと説明できる。例示列挙とする説明 (E.g., Wolfrum, et al. endnote 20 *supra*, pp. 635–636) に勝る。また、GATT以外の対象協定に21条が適用される理由も説明しやすい。この点、参考、DS512 Report, paras. 7.231–7.233；また川瀬（2020）、36ページ。
- (39) DS512 Report, paras. 7.65–7.68。
- (40) 川瀬（2020）、34–36ページ、川島（2023）160–161ページ、酒井（2021）、128–131ページなど。
- (41) この対比に着目し、また事実上無審査になる可能性を指摘するものとして、酒井（2021）、88–91、125–126ページ。
- (42) 交渉初期においては、GATT21条(b)項各号（および(c)項）に相当する文言が、20条各号と同じレベルで、20条柱書に近い文言の下に列挙されていたが、その後分離・独立し、21条(b)項各号に相当する措置に対して、自己判断文言の入った新たな柱書が付された。以下を比較せよ。Report of the Drafting Committee of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment, Draft Charter and Commentary, 29 May 1947, E/PC/T/34/Rev.1, Art. 37; Report of the Tariff Negotiations Working Party, General Agreement on Tariffs and Trade, 24 July 1947, E/PC/T/135, Art. 19; and United Nations Economic and Social Council, (Draft) General Agreement on Tariffs and Trade, 30 August 1947, E/PC/T/189, Art. 19. 酒井（2021）、86–88ページもこの変遷に言及する。また、米谷三以「米国における安全保障例外の捉え方の変化」『ノモス』（関西大学法学研究所）57号（2025年12月予定）、4章を参照。
- (43) 「同種の产品」間での差別に限り禁止する内国民待遇義務（3条）との関連でこの解釈を主張する、米谷三以「『同種の产品』の機能を再考する——内外一体の経済政策の結節点として」須綱隆夫・中川淳司・古谷修一編『国際経済法の現代的展開——清水章雄先生古稀記念』（信山社、2023年）、557ページ以下、568–572ページを参照。
- (44) 安全保障例外による規律の空洞化を懸念する、伊藤一頼「国際経済秩序の転換と立憲主義——危機の時代か変化の時機か」寺谷広司編・伊藤一頼編集補助『国際法の現在——変転する現代世界で法の可能性を問い合わせ直す』（日本評論社、2020年）、350ページ以下、358ページを参照。

- (45) 本稿は、WTO協定および投資協定の安全保障例外について例外規定とそれ以外の規定とが同じ原則を共有していれば抗弁（defence）でなく許容（permission）であるとする Henckels (2020), pp. 567–568 を支持する。
- (46) 黒澤満『現代軍縮国際法』(西村書店、1986年)、17–24ページ。
- (47) この点については、米谷 (2023)、14ページを参照。
- (48) 川瀬剛志「WTO協定と安全保障貿易管理制度の法的緊張関係——2019年日韓輸出管理紛争をめぐる覚書」『上智法学論集』64巻3・4号 (2021年)、75ページ以下、116–120ページは、日本の韓国向け輸出管理の運用見直し (DS590) について、產品・輸出先国等での一貫性の欠如が柱書上問題となる可能性を指摘する。20条柱書の下であれば軍事転用リスク以外の他事考慮を問題視できようが、21条(b)項柱書の下では、外交問題の解決に向けた行動である以上「安全保障上の重大な利益」の保護にならないとは言えないし、まして、自己判断文言は、そうした考慮をしたかどうかすら問わないことを確認したと解釈すべきである。

■参考文献

- 川島富士雄「対ロシア経済制裁のWTO協定適合性——安全保障例外による正当化の可否を中心に」浅田正彦・玉田大編著『ウクライナ戦争をめぐる国際法と国際政治経済』(東信堂、2023年)、147ページ以下。
- 川瀬剛志「ロシア—貨物通過に関する措置 (DS512) ——安全保障例外 (GATT21条) の射程」RIETI Policy Discussion Paper Series 20-P-004 (2020年) <<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/20020017.html>>.
- 北村朋史「対ロシア貿易制裁とWTO——WTOは国際の平和と安全の敵か」有斐閣Onlineロージャーナル (2023年) (YOLJ-L2306011)。
- 米谷三以「WTO協定における経済安全保障の位置づけ——貿易自由化と安全保障利益のバランス」RIETI Policy Discussion Paper Series 23-P-010 (2023年)、<<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/2307008.html>>.
- 酒井啓亘「GATT/WTO体制における『安全保障例外』の審査可能性とその意義」日本エネルギー法研究所『エネルギー資源確保に関する国内外の法的問題の諸相——2015—2016年度エネルギー資源確保に関する国際問題検討班報告書』(2021年) <<https://jeli.gr.jp/img/r-148.pdf>>、81ページ以下。
- 平見健太「GATT21条に関する解釈の展開と混迷について」阿部克則・関根豪政・李禎之編著『国際経済紛争処理の争点』(信山社、2024年)、161ページ以下。
- 若狭彰室「『安全保障例外』の法的性質——規律範囲画定と措置正当化」『現代法学』42号 (2022年)、107ページ以下。
- Henckels, Caroline, "Permission to Act: The Legal Character of General and Security Exceptions in International Trade and Investment Law," *International & Comparative Law Quarterly*, Vol. 69, Issue 3, pp. 557–584 (2020).
- Pinchis-Paulsen, Mona, "Trade Multilateralism and U.S. National Security: The Making of the GATT Security Exceptions," *Michigan Journal of International Law*, Vol. 41, Issue 1, pp. 109–193 (2020).